

新旧対照表（共通仕様書（土木工事編Ⅱ）

改定前（令和7年10月版）								改定後（令和8年10月版）							
編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	旧条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	新条文
4	1	3	1	1	1		1. 標示板の材質は、青銅鑄物を原則とし、寸法及び記載事項は下図のとおりとする。	4	1	3	1	1	1		1. 標示板の材質は、アルミニウムを原則とし、寸法及び記載事項は下図のとおりとする。
4	1	3	2	1	1		1. 標示板の材質は、青銅鑄物を原則とし、寸法及び記載事項は下図のとおりとする。	4	1	3	2	1	1		1. 標示板の材質は、アルミニウムを原則とし、寸法及び記載事項は下図のとおりとする。
5	1	1	1	1	1		1. 標示板の材質は、青銅鑄物を原則とし、寸法及び記載事項は下図のとおりとする。	5	1	1	1	1	1		1. 標示板の材質は、アルミニウムを原則とし、寸法及び記載事項は下図のとおりとする。